第2章 原産地表示制度の WTO 整合性

京極(田部) 智子

1. はじめに

近年相次いで起こった食品の偽装表示に関する事件を契機として、消費者による食品に対する安全性の要請が高まっている。食品表示の一つである原産地表示の義務付けもそうした消費者の不安に対応するものと言える。世界貿易機関(WTO)の加盟国の中では約70の国において、生鮮食品や加工食品について何らかの形での義務的な原産国表示制度が確立されているという(1)。日本においても、消費者の食の安全への関心の高まり及び輸入生鮮食品の急増等を背景として、原産地や原産国の表示への消費者の要求が強まり、現在では様々な食品にそうした情報が添付されている。しかしながらこのような原産国表示制度は、各々の産品について原産国を記録し表示しなければならないという制度の性格上、そもそも貿易制限的効果が内在されていると見ることもできる。また、一般的に国民が持つ国産品に対する安全性信仰を考えれば、原産国表示制度は輸入品に対する貿易阻害効果がありうると言えよう。

本稿においては、日本及び各国における原産地表示制度の現状を概観した後、米国の原産地表示制度が問題となった WTO 紛争処理案件である米国・原産地表示(COOL)事件⁽²⁾を分析し、原産地表示制度のあり方を検討する。

なお、食品に関する貿易規律については、WTO・SPS 協定(衛生植物検疫措置の適用に関する協定)があるが、これは、食品の安全性と貿易に関する規律である。これに対して、食品に関連する措置であっても、その安全性にかかわるもの以外の措置である、原産地などの表示や規格(成分割合や添加物など)等に係るものは、TBT 協定(貿易の技術的障害に関する協定)の規律に服することとなる⁽³⁾。

2. 日本及び各国における原産地表示制度の現状

(1) 日本

日本における食品の表示方法は、食品衛生法、JAS法(農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律)、米トレーサビリティ法(米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律)、景表法(不当景品類及び不当表示法)、健康増進法、など、様々な法律によって規律されている。このうち、原産地表示制度は、JAS法により規定されており、生鮮食品については1996年から一部の野菜(ショウガ、ニンニク、サトイモ、ブロッコリー、シイタケ)について開始され、その後、1999年7月のJAS法改正を受け

て 2000 年 7 月から一般消費者向けに販売されるすべての生鮮食品について原産地表示が義務付けられているところである。生鮮食品の原産地表示が義務付けられた背景として挙げられるのは、近年の流通手段の発達による海外からの野菜等の生鮮食品の輸入増である。これまでは生鮮食品と言えば腐敗が早かったため消費地の近場で収穫されたものが売られるのみであったが、冷蔵・冷凍運搬システム等を含む流通手段が発達するに伴い遠方の生産地や海外からの輸入が増加し、それとともに原産地の情報を求める声も高まった。また、生産者の側からも、輸入品等との差別化を図る観点から表示の充実を求める声が上がっていた。従来、野菜などについては「青果物の一般品質表示ガイドライン」により産地の表示が決められていたが、これが通達で強制力に欠けるということもあり、改めて JAS 法で生鮮食品の原産地表示の義務付けが行われることとなったのである。

一方,加工食品に関しては,2001年10月より,梅干し,らっきょう漬けの原産地表示が義務付けられ,翌2002年2月には、乾燥ワカメ,塩蔵ワカメ,塩干魚類,塩蔵魚類,ウナギ加工品に義務付けられることとなった。その後も対象品目が拡大され、現在では、22食品群と4品目(農産物漬物,野菜冷凍食品、ウナギ蒲焼き、かつお削り節については個別に表示を義務付け)について、原料原産地表示が義務付けられている(4)。

加工食品の原材料の原産地については、消費者が原産地についての情報を得た上で購入 したいという要望がある一方で、製造業者にとっては、品目によっては原料の供給先が安 定せず多数にわたること、多くの原材料を使う品目についてはすべての原産地を表示する ことは技術上も費用の上でも困難であること、また、国際的にも原産地表示に関する一般 的なルールは定められていないことから、どういったものについて原産地表示を義務付け るのかについては非常に判断が難しいものがあった。2000年3月に農林水産省により取 りまとめられた「原料原産地表示のあり方」(5)では、「品目の特性に応じた原料原産地表示の 導入について,国内的,国際的に十分説明可能な合理的な判断ルールを設定し,これに基 づいて個別品目ごとに精査し、その結果に従って原料原産地表示を実施していくことが適 当」とされている。そして、原産地表示を行う対象品目の選定については、①流通、消費段 階で商品の差別化がされているか,②消費者に誤解を与えるような表示が行われている実 態があるか,③他の方法によって消費者の誤認を防ぐことが困難となっているか,④原材 料の安定供給が可能で,原料原産地がある程度一定しているか,⑤適正な表示の指導・事 後的な確認体制は十分か、といった視点を総合的に勘案して判断すべきとされた。このよ うな考え方に基づき、加工食品では、2001年10月に梅干し及びらっきょう漬けが原料原 産地表示の義務付けの対象となり、その後対象品目が徐々に拡大されることとなった(6)。 現在の選定要件としては、①原産地に由来する原料の品質の差異が,加工食品の品質に大 きく反映すると一般的に認識されている品目で、②製品の原材料のうち、単一の農畜水産 物の重量の割合が50%以上である製品とされている。これは、2001年の梅干し・らっき ょう漬けの義務付け指定以降、個別に品目を検討して原料原産地表示の義務付けを行って きたが、消費者や生産者等から、対象品目かどうかが分かりづらい一方、より多くの産品 を表示義務の対象とすべきではないかという要望があり,2003年に対象品目の選定方法や 表示方法について見直しを行った結果設けられた要件である⁽⁷⁾。 具体的には、加工度が低く、生鮮食品に近いもので、原産地によって原料の品質に違いが見られるものが念頭に置かれた⁽⁸⁾。

なお、原産地表示を含む食品表示については、従来から複数の法律の規律に服さなければならないというそのわかりにくさが指摘されており改善が望まれていたが、平成 21 (2009) 年 9 月の消費者庁設置を機に、厚労省や農林水産省等に分かれて所管されていた法律の食品表示に係る部分が消費者庁に移管され、更に表示に係る法律を一元化する方針が平成 22 (2010) 年 3 月に閣議決定された「消費者基本計画」に規定された。これを受けて、平成 24 (2014) 年 8 月に「食品表示一元化検討会」の報告書が取りまとめられ、平成 25 (2015) 年 6 月に食品表示法が成立している。しかし、原産地表示については今のところ大きな変更はない。

(2) 韓国⁽⁹⁾

韓国の食品表示については、食品衛生庁が所管する食品衛生法、農林畜産食品部(10)が所管する農産物品質管理法、畜産物加工処理法により食品に関する様々な表示が義務付けられている。そのうち原産地表示については、農林畜産食品部所管の食品(531 品目)については原産地表示が義務付けられ、加工食品については、211 品目(11)に関し、配合比率が50%以上である主要な原料についてその原産地を表示し、50%以上の原料がないものについては、配合比率上位2種類の原料の原産地を表示することとなっている。また、牛肉・豚肉・鶏肉、コメ、白菜キムチについては、レストランなど外食産業でもメニュー等で表示しなければならないこととされている(12)。

$(3) EU^{(13)}$

EU における食品表示については、様々な法令で規律されていたが、原産地表示については、一般的に「原産地に関する情報がないと消費者を誤認させる可能性がある場合」にその表示が義務付けられることになっており、それ以外は任意表示の対象項目とされる(一般食品表示指令(14)第3条第1項(8))。なお、これまで個別の法令において、牛肉・牛肉製品、はちみつ、青果物、水産物(捕獲区域の表示の義務付け)、オリーブ油について原産地表示が義務付けられている。

そして、EU では、これまでの既存の関係法律を整理統合し食品表示に関する新たな新規則を2011年12月に施行している(15)。本新規則は、2008年1月に欧州委員会により提案され3年にわたる協議・議論の結果制定されたものである。それによれば、①原産国または原産地が記載されていなければ消費者が食品の本来の原産国または原産地を誤解する恐れがある場合(16)、②豚肉・羊肉・山羊肉及び家禽類の肉(牛肉については BSE (牛海綿状脳症)が発生した影響から、既に別の法令(17)により原産地表示が義務付けられている)、

③食品の原産国または原産地が記載されているが、それが主要な原材料とは異なる場合(18)、に、原産地・原産国の表示が義務付けられることとなった(新規則第26条)。また、新規則には、表示義務の対象の拡大を検討することも別途規定されている(19)。

(4) オーストラリア⁽²⁰⁾

オーストラリアにおいて食品表示を規定している主要な法律は、オーストラリア・ニュージーランド食品基準規約 (Australia New Zealand Food Standards Code) であり、2005年から包装された食品については、生産、加工又は包装された国名を明記することとされている。また、未包装の食品であっても、生鮮野菜・果実、ナッツ、調製野菜・果実、魚介類及びその加工品、豚肉及びその調製品についても、原産国を明示することが義務付けられている(21)。また、「豪州産」という表示については、表示を行うことについては任意だが、表示をする場合には、加工コストの50%以上が国内で発生している場合、原材料が輸入品であっても、"Made in Australia"、"AUASTRALIAN MADE"と表示することができ、主な原材料がオーストラリア産で製造過程もすべてオーストラリアで行われる食品については"Product of Australia"という表示がなされる。

(5) カナダ⁽²²⁾

カナダにおいては、食肉製品は、食肉検査法規則により、輸入品には"Product of / Produit de"という表示がつけられることとなっている。水産品も同様に、水産品検査法規則により、食肉製品と同様に、輸入品には、産地名を表示することとなっている。また、「カナダ産 (Product of Canada / Made in Canada)」については、2008年12月に新たに設定されたガイドラインにより、"Product of Canada"については、①製品に対する最終的な実質的変更がカナダ国内で行われていて、かつ、②主要な原材料、加工、労働力のすべてまたはほとんどすべてがカナダによる産品について表示可能とされる。また、"Made in Canada"については、いくつかの原材料が輸入であっても、製品の最終的な実質的変更がカナダで行われている場合には表示できるものとされている。なお、カナダ産かどうかの表示については、任意とされる。

(6) 米国(23)

米国では、2002年農業法により、販売業者が消費者に対して、対象産品(生鮮農産物(野菜・果物)、牛肉、豚肉、羊肉、魚介類、ピーナッツ)について原産地表示を行うことが義務付けられた(Country of Origin Labeling; COOL)。原産国表示の義務付けについては、輸入牛肉の急増を憂慮した米国内の肉牛生産者からの要望圧力が始まりとされ、精肉以外についても、消費者の知る権利を主張する消費者団体がその義務付けを求めていた⁽²⁴⁾。し

かしながら、牛肉加工業者や包装業者は原産国表示の義務付けに反対し、双方が有力議員に働きかけ等を行ったため法案については当初複雑な状況となっており、その義務的な表示の実施については魚介類を除く対象産品については 2008 年 9 月まで延期されていた。しかし、中国から輸入されたペットフードに有害物質のメラミンが混入していた事件を契機として、原産国表示の議論が再度注目を集めることとなり、消費者団体などを中心として対象産品の拡大等が主張され、2008 年農業法では、新たに、山羊肉、鶏肉、マカダミアナッツ、ペカンナッツ、朝鮮人参が義務的表示の対象産品に追加された(25)。そして、その定義や原産地表示の要件、販売者・生産者に対する対象産品についての記録の保持等などCOOLについての最終規則が 2009 年 3 月に施行されている(26)。なお、COOLは加工品には適用されないが、輸入品についてはその多くが 1930 年関税法により原産地表示が求められている(27)。

3. 原産地表示制度をめぐる WTO 紛争

上述の通り、原産地表示に関しては様々な国で規制が設けられているが、それが WTO において貿易阻害要因であるとして問題となったのが COOL 事件である。以下では、まず、WTO における原産地表示規律について概観し、当該事件の内容、問題となる WTO 協定 (TBT 協定)の概要及び問題となった措置についてのパネル・上級委員会の判断をみたうえで、その評価及び原産地表示を義務化した場合の WTO 協定整合性についての分析を加えることとする。

(1) WTO における原産地表示規律

1) TBT 協定

原産地表示が貿易上問題となるかどうかということを含め、各国の基準や規格等の制定について規律しているのが TBT 協定(貿易の技術的障害に関する協定)である。TBT 協定は、1973 年から開始された東京ラウンドの結果締結された複数国間協定(スタンダード・コード(貿易の技術的障害に関する複数国間協定))を基礎としている。このスタンダード・コードは、戦後構築された GATT 体制において、数次にわたる関税引下げ交渉(ラウンド)の結果、各国の関税が大幅に引き下げられた一方、それまであまり注目されてこなかった非関税措置の存在が貿易に対する障壁として相対的に重要性を増してくるようになった結果、各国が設ける基準の違いなどが貿易の障害となることを防ぐため設けられたものである。その目的は、各国の規格、検査手続、認証制度の制定・運用が国際貿易に対する不必要な障害とならないことを確保し、国際貿易を容易なものとすることとされ、まず、規格・基準の定義と適用範囲を定めている。本協定の主な内容は、①貿易制限を目的とした基準・規格の制定・適用の禁止および最恵国待遇・内国民待遇といったガット原則の適用の確保、②国際規格の原則的採用等による規格・基準の国際的ハーモナイゼーショ

ンの推進,③規格・基準案の事前公表等による規格・基準の透明性の確保,④各国間での検査手続の受け入れの促進,⑤認証手続の事前公表等による透明性の確保および簡素化・迅速化,である。さらに、「貿易の技術的障害に関する委員会」の設置が決められ、当事国間で発生した紛争が協議によって解決されない場合には、同委員会が当事国の要請に従って、問題の調査を行うこととされていた。しかし、スタンダード・コードは、東京ラウンドにおいて締結された補助協定として位置付けられており、その加入が任意であったため、加盟国はわずか32カ国にとどまり、その実効性には疑問が持たれていた。そこで、1986年に開始されたウルグアイ・ラウンド交渉においてその改訂が目指された。そして、新たに作成された「貿易の技術的障害に関する協定(TBT協定)」がWTO協定の一部として1995年に一括受諾、発効した。

新たに締結された TBT 協定の基本的考え方は、それまでのスタンダード・コードと同 じく、加盟国においては、「自国の輸出品の品質を確保するため、人、動物又は植物の生命 又は健康を保護し若しくは環境の保全を図るため又は詐欺的な行為を防止するために必要 であり,かつ,適当と認める水準の措置をとることを妨げられる」べきでないとされる一方, 「強制規格及び任意規格並びに強制規格又は任意規格の適合性評価手続が国際貿易に不必 要な障害をもたらすことのないようにすることを確保すること」が求められている(28)。そ して、その規律対象は、「強制規格」、「任意規格」、「適合性評価手続」となっている。TBT 協定は、従来のスタンダード・コードを基本的には継承するものであったが、主な相違点 として、①開発途上国を含むすべての WTO 加盟国が受諾していること、②適合性評価手 続の運用に関する透明性を確保する規定を加えていること、③WTO における紛争解決手 続が強化された結果より実効性が高まると見込まれたこと,といった点を挙げることがで きる。また、中心的規律である強制規格については、スタンダード・コードにおいても、 第2条1項で国際貿易に対する障害をもたらすことを目的として立案・制定・適用されな いこと,同種の産品に対して不利な待遇を与えないこと,国際貿易に不必要な障害をもた らすことのないようにすることが規定されていたが(29), TBT 協定においても基本的な方向 は変更することなく、これを整理・明確化し、2.1 条及び 2.2 条に振り分けて規定したと 考えられる。2.1 条においては、輸入産品について同種の国内産品及びその他の外国産品 に対して与えられる待遇よりも「不利でない待遇を与えることを確保する」ことが規定さ れ,2.2条では,国際貿易に対し「不必要な障害をもたらすことのないようにする」ため, 「正当な目的が達成できないことによって生ずる危険性を考慮した上で,正当な目的達成の ために必要である以上に貿易制限的であってはならない」と,より詳細に規定を置いている。 更に、2.2 条において、正当な目的の内容について列挙している点も、スタンダード・コ ードとの違いである。

なお、TBT 協定に関しては、これを根拠として提起される紛争はこれまであまりなかった。この点について内記は、TBT 協定とガットの条項の内容が重複しており、これまでの判例では、先にガットの条項が審査され、訴訟経済により TBT 協定について審査されなかったことをその主な理由として挙げている(30)。また、マヴロイディス (Mavroidis) は、

TBT 協定に基づき設置されている TBT 委員会が紛争解決手続に案件が持ち込まれる前段 階の紛争解決の場として一定程度機能していることもその理由の一つとして挙げてい る(31)。すなわち、TBT 委員会では、TBT 協定の規律対象である各国の規格などが「特定の貿 易上の関心事項 (Specific Trade Concerns)」として関心を持つ他の加盟国から提起され、 委員会の場で提起された規制内容の詳細な説明を規制設定国に求めたり関心を提起した加 盟国がもつ懸念事項について議論がなされるという仕組みがあり、ある程度の問題が紛争 解決手続に訴える前に話し合いを通して解決がなされていると考えられる。一方で,近年, COOL 事件を含め、TBT 協定違反を申し立てる紛争が続けざまに提起され、パネル・上級 委員会から判断が下されているのは、判例の積み重ねにより GATT 上の条文の解釈適用が 明確になり,TBT 協定の同様の条項にそれを参照することで TBT 協定の解釈が予見可能 になったからだとされる⁽³²⁾。TBT 協定をめぐる貿易紛争については,今後も TBT 委員会 における話し合いの場での解決と、それでは解決できない場合の紛争解決手続への提起と いう形で対応がされていくと考えられる。TBT 委員会での話し合いに終わらず紛争解決手 続にまで発展するかどうかについては、問題となる措置の内容の持つ政治性や重大性によ ると考えられよう。どのような問題が紛争解決手続に提起され、その審査を通してどのよ うに TBT 協定の解釈が明確化されていくのかについては引き続き注視していく必要があ る。

2) ガット第9条及び原産地規則協定(33)

原産地表示と関連するルールに「原産地規則」がある。原産地規則は、国際的に取引される物品がどの国で生産されたものなのかということを判定するために用いられるルールであるが、現在国際的に共通する整備されたルールはなく、各国や各地域貿易協定などで独自に決められているのが現状である。原産地規則は、開発途上国に特恵関税を付与するためや、数量制限やその他の通商政策上の措置を実施するために必要となるものである。ガットでは、第9条に一般的なルールとして、表示の要件として国別の差別を行わないこと、原産地表示の法令の実施についてはそれが輸出国に対して与える影響を最小限とすること等が規定されている。また、ウルグアイ・ラウンドの結果、原産地規則に関する協定が締結され、本来技術的・中立的であるべき原産地規則が、各国によって恣意的に設定されて必要な貿易の障害とならないよう、本協定に基づき、原産地規則の調和作業が行われているところである。

(1) COOL事件

原産地表示ラベリング制度の TBT 協定整合性を考える場合に問題となるのが,以下の点である。すなわち,まず,①原産地表示ラベリングは TBT 協定に規定される「強制規格」にあたるのかどうか,②原産地表示ラベリングはいかなる場合に「貿易制限的」と判断されるのか。以下では、COOL事件の概要を見た後,主に同事件で下された判断を取り

上げ、他の関連するケースの判断も参照しながら、これらの点について分析を加えたい。

1) COOL 事件の概要

カナダ及びメキシコが申立てを行った COOL 事件は、上述の米国の原産地表示の義務化を問題としたもので、両国は食肉についての原産地表示に関するラベリングを WTO 協定違反として訴えた。

COOLにおいては、食肉についての原産地表示のラベリングが家畜の出生・肥育・と畜場所によって表示内容が異なるものとなっており、具体的には以下のように定めていた。

- ① 米国産 (ラベル A): 家畜の出生・肥育・と畜まですべての生産工程が米国内で行われたもの。アラスカ又はハワイ産の家畜については、当該地で出生及び肥育がなされカナダを 60 日以内に通過し米国内でと畜されたもの。ラベリングとしては、「米国産 (Product of the US)」と表示される。
- ② 複数国産 (ラベル B): 家畜の出生からと畜までの生産工程の一部が米国内で行われ、 米国に直ちにと畜のために輸入されたものではない (と畜まで 2 週間以上米国内で 肥育される) ものの場合,「米国、輸入国産」と表示。具体的には、例えば、カナダ で出生しメキシコで肥育された後に米国に輸入され、と畜まで 2 週間以上米国で肥 育された場合は、「米国、カナダ、メキシコ産 (Product of the US and Canada、 Mexico)」と表示される。なお、この場合、順番を逆にすることも可能とされた。
- ③ 複数国産(ラベル C): 外国で出生・肥育後の家畜を輸入して米国内でと畜したもので、「当該外国、米国産」と表示する。具体的には、例えば、カナダで出生・肥育された後に米国に輸入されてと畜・製品化した食肉については、「カナダ、米国産(Product of Canada, US)」と表示される。
- ④ 外国産 (ラベル D): 家畜の出生からと畜まですべての生産工程が米国外で行われた もの。例えば、「カナダ産 (Product of Canada)」と表示される。

また、製造段階で米国産家畜・食肉と外国産家畜・食肉を「混合」した場合の表示方法についても詳細に規定されており、それによれば、「同一生産日」に、米国産と外国で出生し米国で肥育・と畜されたものの混合、米国産とと畜のために輸入されたものの混合、などについては、どのような順序で原産国を表示してもよいとされていた(34)。

こうした COOL の規定について、申立国のカナダは、以下のように主張した(メキシコの主張も同様)。すなわち、COOL は小売りレベルで消費者に対する牛肉、豚肉を含む対象産品についての原産地表示を義務づけるものであり、米国産と表示するには、出生、肥育、と畜がすべて米国内である場合(ハワイまたはアラスカで出生・肥育された家畜がカナダを 60 日以内に通過して米国でと畜される場合を含む)のみを指すとしている。このような措置は、牛肉・豚肉について米国での肥育または直ちにと畜することを目的として輸出された家畜との区別を行うものであり、ガット第3条4項(内国民待遇)、第9条4項(原産地表示)、第10条3項(貿易規則の公表及び施行)、TBT協定第2条(強制規格)あるいは SPS 協定第2条(基本的な権利義務)、第5条(危険性評価)、第7条(透明性

の確保),原産地協定第2条(経過期間における規律)に非整合的である。

なお、カナダにおいては、2008年10月から2009年3月までの生体牛の輸出頭数が前年同期比で28.2%、メキシコにおいては同6.9%減少している。また、豚肉については、カナダからの輸出が同33.5%減少している。これは、原産地表示の義務化の実施により一部の米国の食肉パッカーが輸入を控えたためと考えられる。

上述の通り、カナダ・メキシコともに米国の措置が TBT 協定及びガットの双方に違反していると主張していたわけだが、パネルは、審査の順番として、まず最初に TBT 協定の論点から審査を行うとした。これは、ガットとそのほかの協定において類似の規定がある場合に、より特定的かつ詳細な規定のある協定における論点から審査するという原則に従ったものである。COOL 事件においては、後述のとおり、TBT 協定第 2.1 条とガット第3 条 4 項に類似の規定があり、より特定的な協定である TBT 協定を最初に審査することになった(35)。

2) 原産地表示ラベリングの強制規格性

まず、原産地表示ラベリングの強制規格性だが、「強制規格」については、TBT 協定附属書1パラ1に以下のように定義されている。

産品の特性又はその関連の生産工程若しくは生産方法について規定する文書であって遵守することが義務付けられているもの(適用可能な管理規定を含む。)。強制規格は、専門用語、記号、包装又は証票若しくはラベル等による表示に関する要件であって産品又は生産工程若しくは生産方法について適用されるものを含むことができ、また、これらの事項のうちいずれかのもののみでも作成することができる。

これについては、EC・アスベスト規制事件上級委員会が以下のように明確化している。すなわち、「強制規格」とは、①産品の特性を、積極的に、又は、消極的に規定する文書であって、②対象産品又は産品グループが識別可能で、③その遵守が義務的なもの、である(36)。COOL事件パネルにおいては、これに基づき、まず、COOL措置の遵守が義務的かどうか、COOL措置は同一の産品又は産品グループに適用されるものかどうか、COOL措置が産品の特性に基づくものかどうか、を検討している。そして、①被申立国である米国も COOL措置が義務的であることには反論しておらず法令にも法的拘束力のある形で記述され、罰金等の執行措置があること等から、当該措置を「義務的」であると判断し(37)、②COOL措置は(i)塊肉又は挽肉の形状の牛肉・豚肉、(ii)牛肉・豚肉として使用される家畜、を対象としていることから、同一の産品又は産品グループに適用される(38)、③COOL措置は原産地表示ラベリングでありラベリングは産品特性を示すものであることから(39)、COOL措置はTBT協定附属書1パラ1に言う「強制規格」であると判断している(40)。

なお、TBT協定の強制規格の定義に関連して議論される問題として、いわゆる PPM (生

産工程・生産方法(Process or Production Methods))規制がある。これは、強制規格の定義として、TBT協定附属書1パラ1第1文に「産品の特性又はその関連の生産工程若しくは生産方法について[規定する文書](波線は筆者)」とされていることから、TBT協定における強制規格に当たるものは、最終製品に影響を与える生産工程・方法を規律する規制(産品関連 PPM 規制)であり、そうでない場合(産品非関連 PPM 規制)には、TBT協定の規律対象となるのかが明らかにされていなかったことから、問題となってきた。このPPM 規制については、主に環境問題との関連で議論されてきている。すなわち、例えば、環境に悪影響を与える物質が最終製品に含まれているかどうかでそれを区別することは産品関連 PPM 規制となるが、製品の製造段階では環境に悪影響を与える物質が排出されるものの最終製品そのものを見た場合にそれが区別できない場合に、そうした製品を規制することは、産品非関連 PPM 規制の問題となる。

ラベリングについては、TBT協定附属書1パラ1第2文に言及されており、「・・・ラ ベル等による表示に関する要件であって産品又は生産工程若しくは生産方法について適用 されるものを含むことができる」と規定されている。これについては、第1文にあった「そ の関連の」という文言がないことから、ラベルに関しては、産品非関連 PPM 規制であって も TBT 協定の規律対象となるという見解がある一方で(41), 条文の解釈として, 第 1 文よ りも第2文を広く読むのは適切ではないという見解もあり(42),確定的な結論は今のところ 出されていないと言える。原産地表示ラベリングについても、製品がどこで生産されたか ということ自体は、最終製品には影響しない(すなわち、カナダ産の牛肉だろうがメキシ コ産の牛肉だろうが、牛肉には違いがない)ことから産品非関連 PPM 規制の問題である とも考えられ、そもそも TBT 協定の規律対象となるのかどうかという点に疑問が残る。 この点, COOL 事件パネルは、当事国間で COOL 措置が原産国表示ラベリングを要求し ていることについて争いはないことを確認した上で、EC・アスベスト規制事件上級委員会 では, TBT 協定附属書1パラ1の文言に基づき, ラベリング措置が産品の特性を示すもの であると述べていること、EC・地理的表示事件パネルでは、産品に原産国を表示するとい う明確な要件は、「強制規格」の定義からラベリング要件であり、産品の特性を示すもので あるから,「強制規格」性の要件の第2の要件に当てはまると述べていること, に言及して おり(43), PPM 規制云々への言及はないものの、パネルとしては、原産地表示は「産品の特 性」を示す産品関連 PPM 規制と判断しているように思われる。なお、EC・アスベスト規 制事件において上級委員会は、産品の特性は、産品に備わる特性や品質のみならず、産品 に関連するもの, 例えば, 識別のための手段 ("the means of identification"), も含む, と述べており(44),原産地の表示は産品の識別のための手段として考えられるため、産品の 特性を示すと言える。すなわち、消費者は「原産地」をその産品の特徴の一つとして捉え、 他の産品との識別の手段としているということになる。したがって,本件における解釈で 明示的に示されてはいないものの,COOL 事件において原産地表示は産品関連 PPM 規制 であると捉えられたと理解できる。

COOL 事件においては、産品関連 PPM 規制や産品非関連 PPM 規制の問題は議論され

なかった。これは、上述に加え、当事国がそういった議論を提起していなかったというこ とも理由の一つとして挙げられる。なお,2012年6月に採択された米国・マグロラベリ ング事件では、問題となった規制 (「ドルフィン・セーフ」ラベルの添付) が産品非関連 PPM 規制だったにもかかわらず,当該規制を「強制規格」と認定して判断を行っている⑷。同事 件においては、申立国であるメキシコで多用されるマグロ捕獲のための漁法がイルカを殺 傷するものであるとして、そうした漁法によって捕獲されたマグロ製品については「ドル フィン・セーフ」ラベリングの添付はさせないという、マグロの漁法、すなわち、マグロの生 産工程に関する規制が問題になった。どのような漁法によって捕獲されたとしてもマグロ 製品それ自体には相違が生じないことから、本ラベリング規制は産品非関連 PPM 規制の 問題であったと考えられる。しかし、同事件パネルでは、PPM 規制の問題としては扱わ ず、強制規格の3要件のうち、産品の特性を規定するものかどうかという部分で議論がな された。同事件パネルは、第2文は第1文を詳しく規定したものであるとして、「産品又 は生産工程若しくは生産方法について適用される」ラベリング等の要件は、「産品又は生産 工程若しくは生産方法」に「関連する」ことを意味するものと解釈した。すなわち、ドル フィン・セーフというラベリングはマグロ製品という産品に適用されるものであることから、 産品に関連する措置であり産品の特性を規定するものと判断された(46)。こうした判断は、 産品非関連 PPM 規制が TBT 協定の規律対象となりうる道を広げたように思われるが、 結 局のところTBT協定において産品非関連PPM規制が規律対象に含まれるのかどうかにつ いてははっきりしない。この点については、今後類似の措置が紛争解決手続に提起された 場合のパネル・上級委員会の判断を待つ必要があろう。

3) COOL 措置は協定違反か

次に問題となるのは、「強制規格」である原産地表示ラベリングが、どのような場合にTBT協定違反と判断されるのか、ということである。TBT協定においては、2.1条で、「加盟国は、強制規格に関し、いずれかの加盟国の領域から輸入される産品についても、同種の国内原産の及び他のいずれかの国を原産地とする産品に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えることを確保する」として、いわゆる最恵国待遇義務及び内国民待遇義務を課している。また、2.2条では、「強制規格は、正当な目的が達成できないことによって生ずる危険性を考慮した上で、正当な目的達成のために必要である以上に貿易制限的であってはならない」と規定する。これは、いわゆる必要性の要件を規定しているとされる。そして、2.2条では、正当な目的を、「国家の安全保障上の必要、詐欺的な行為の防止及び人の健康若しくは安全の保護、動物若しくは植物の生命若しくは健康の保護又は環境の保全」と、例示的に列挙している。

COOL 事件においては、これら二つの条項が主に問題とされたが、それぞれどのように解釈されたのかを簡単に見ていくこととする。

2.1条について

上述のとおり、TBT 協定第 2.1 条では最恵国待遇及び内国民待遇を規定しているが、本条違反となる要件は、対象となる措置が、①「強制規格」であり、問題となる国産品と輸入品が②「同種の産品」であって、③輸入品に対して「不利な待遇」を与えていること、である。まず、「同種の産品」については、基本的には、同様の文言があるガット第 3 条 4 項の解釈を参照して解釈されている。これについては、1970 年の国境税調整 GATT 作業部会報告以来、先例において、(i)産品の物理的特性(the products' properties, nature and quality)、

- (ii) 産品の特定の市場における最終用途 (the products' end-uses in a given market),
- (iii) 消費者の嗜好・習慣 (consumer tastes and habits in respect of the products), (iv) 関税分類 (the tariff classification of the products), 04点に照らしてケースバイケース で判断するとされている。なお,COOL事件においては,パネルで,その原産地を専ら基礎として区別される産品はガット第3条4項にいう同種の産品とされること,また,米国 が反論を行っていないことを根拠として,ごく簡単にその「同種性」を認定している(47)。

次に、「不利な待遇」を与えたかどうかについては、COOL 事件よりも先に判断が下され た TBT 協定をめぐる紛争である米国・丁子タバコ規制事件において、上級委員会が以下の ように判断の指針を示している。すなわち, TBT 協定第2.1条の解釈においてはガット第3 条 4 項の解釈を参照するとした上で⁽⁴⁸⁾,2.1 条は,「法律上及び事実上の差別(de jure and de facto discrimination)」を禁止するものではあるが、正当な規制上の区別(a legitimate regulatory distinction) から生じる輸入品への悪影響を禁止するものではないこと, した がって, 法律上の差別がなく事実上の差別を検討する場合には, 単に輸入品の競争機会に対 する悪影響があるかどうかだけではなく、その悪影響が正当な規制上の区別から生じている かどうかを、問題となる強制規格の企図、設計、明らかになった構造、運用及び適用(the design, revealing structure, operation, and application of the technical regulation at issue), 特に, 当該措置が公平かどうか (whether that technical regulation is even-handed) について検討する必要がある、としたのである(49)。COOL事件でも、この丁子タバコ規制 事件の考え方に沿って判断を行っている。COOL 事件では、パネル段階では、問題とされ た措置が事実上輸入家畜と国産家畜の分別を必要としており,家畜を扱う業者に対し最もコ ストが安く済む国産家畜だけを扱うインセンティブを与えていることから,輸入家畜に対し て不利な待遇を与えており,それが事実上の差別となっているとして,TBT 協定第 2.1 条 違反を認定した⑸。しかし,上級委員会は,国産家畜だけを排他的に扱うインセンティブ を与えていることで輸入家畜に対する競争条件の修正があり、その点が TBT 協定違反とい うパネルの判断に関する検討は不十分であるとし、この輸入家畜の競争条件に対する不利な 効果が「正当な規制上の区別」のみに起因しているかどうかを検討しなければならないとし た⑸。その際,上級委員会は,規制上の区別が,「公平な方法」で設計または適用されない 場合, 例えば, その規制上の区別が恣意的または不当な差別の手段となるような態様で設計 または適用される場合,当該区別は「正当」とはみなされない、と述べた(52)。すなわち、COOL 措置によってなされる規制上の区別(出生・肥育・と畜という三つの生産段階の区別及びそ

れらによって分けられる表示の四つのカテゴリー)が,恣意的または不当な差別となるよう な方法で設計または適用されている場合,COOL 措置は 2.1 条違反となる(53)。そして,上 級委員会は、COOL 法において業者に原産地の記録をさせるという記録・証明要件に着目 した。パネルは、記録・証明要件は、国産家畜と輸入家畜の分別を「必然的に (necessitate)」 伴い, その分別が国産家畜を排他的に扱うインセンティブを米国生産者に与え, 輸入家畜へ の悪影響を引き起こしていると認定しているが、上級委員会は、記録・証明要件の義務付け により輸入家畜を扱うコストを引き上げており,結果として国産家畜のみを取り扱うインセ ンティブを与えていることに加え, 川上の生産者の記録・証明要件の負担の大きさに比して 消費者に与えられる情報の少なさを問題視し(54)、川上の生産者が記録する詳細な情報は必 ずしも正確には消費者には伝わっておらず,規制上の区別を通じて消費者に伝達される原産 地情報のなされ方は恣意的であり、川上の生産者に課される不均衡な負担は正当とは認めら れない、とした。そして、COOL 措置に基づく記録・証明要件に起因する輸入家畜への悪 影響は,消費者へ原産地情報を提供する必要性から生じる規制上の区別から正当には説明さ れず、COOL 措置に基づき行われている規制上の区別が公平な方法で適用されているとい うことができないと述べて,輸入家畜に対する不利な効果が正当な規制上の区別のみに起因 するものではないとして, TBT 協定第 2.1 条違反を認定した(55)。

2.2条について

すでに述べたとおり、TBT 協定第 2.2 条では、正当な目的の達成のために必要である以 上に貿易制限的にであってはならないとして、その正当な目的を例示列挙しているが、 COOL 事件においては、まず、これに列挙されていない「消費者への原産地情報の提供」 が正当な目的にあたるかどうかが争われた。パネルにおいては、COOL 法の目的を「原産 地について消費者に情報を提供する」こととした上で(56),この目的が正当かどうかを判断 するために、「法又は原則に合致するか」、「正当かつ妥当か」又は「広く認められた標準型に 一致するかどうか|を検討している(57)。そして, TBT 協定第 2.2 条第 3 文は, 正当な目的 について列挙しているが、対象となる目的はここで特に言及されているもの以上のものが あり得るし、列挙された目的と明示的に関連している必要はなく、広い範囲の目的が該当 しうると述べている(58)。そして、本件の申立国及び第三国参加国において設けられている 強制ラベリング措置の例を検討したところ、その多くが食品の原産地についての情報を消 費者に提供する目的となっており、これは TBT 協定上正当な目的と加盟国が考えている ことを示すとした(59)。そして,ある政策目的が正当かどうかの判断は,世の中から孤立し て決定されるものではなく、我々が現実に住む世界における文脈の中で決定されなければ ならず、社会規範に相応のウェイトが与えられなければならないこと、そして、これまで の検討から、産品の原産地についての消費者への情報の提供は、WTO 加盟国間の相当部 分において現在の社会規範の要請と一致していると考えられることから, 当該目的を TBT 協定第2.2条の意味における「正当な目的」と結論した(60)。 そして、こうしたパネルによる COOL措置の「正当性」に関する判断について、上級委員会は、パネルの正当性の決定に

はいくつか不明確な点があるものの(61),「正当性」の決定に当たっては、TBT 協定第 2.2 条 に列挙してあるリストに加え、前文やそのほかの協定における目的も参考にできるとした上で(62), 消費者に原産地の情報を与えるという目的は、TBT 協定第 2.2 条及びガット第 20 条 (d) の詐欺的行為の禁止という目的と関連しており、また、ガット第 9 条の原産地表示における規定でも加盟国には輸入産品に原産地を表示させる権利があることを明確に認識していることから、これらにより、消費者へ情報を与えるという目的の正当性が支持されるとして(63), パネルの認定を支持している(64)。

次に, COOL 措置がこの正当な目的を達成しているかどうかについては, パネルは, 措 置は、消費者にラベルの意味が容易に理解できないようになっていること、特定のルール に従えば正確な原産地情報を記載しなくてもよい場合があること等から,消費者に正しく 理解されるように原産地に関する情報を提供しているとは思われないとし、2.2 条におけ る「正当な目的」を達成するものとは言えない(65)として、2.2 条違反を認め、それ以上の 検討(「必要である以上に貿易制限的」かどうかについての検討)は行わなかった(66)。し かし、この点については、上級委員会は、パネル自身、COOL 措置に基づくラベリングは 原産地に関する情報を消費者に提供するという目的には貢献していると認定していると述 べ、措置は正当な目的を達成していないとしたパネルの判断を覆している⁽⁶⁷⁾。そして、そ の上で、問題となる措置が必要である以上に貿易制限的であるかどうかの検討を行った。 上級委員会は、米国・マグロラベリング事件上級委員会報告書を引用して、必要性を判断 する場合には、①措置の貿易制限性、②措置が正当な目的を達成する貢献度合い、③目的 が達成されないことによって生じるリスク,について検討する必要があるとし(68)、代替措 置と以下の点を比較しなければならないとした。すなわち、(i)代替措置がより貿易制限 的でないかどうか、(ii)目的が達成されないことによって生じるリスクを考慮して、代替 措置が問題となる措置と同等に正当な目的に貢献するものかどうか,(iii)代替措置が合理 的に利用可能かどうか,の 3 点についてである。そして,上級委員会は,COOL 措置は, ①正当な目的への貢献については、一定程度消費者に対して原産地情報を提供するという 目的には貢献しているとし(69), ②貿易制限性の存在については、パネルは、COOL 措置に は輸入家畜の競争条件に影響を与えることによって 2.2 条に言う貿易制限性があると述べ ており(70), その貿易制限性の程度については具体的な認定を行っていないものの, パネル が行った 2.1 条における分析を根拠として相当程度の貿易制限性(a considerable degree of trade-restrictiveness) があると認定した(71)。そして, ③目的が達成できないことに よって生じる危険性については、パネルは認定を行っていないが、米国が提示した米国消費 者が家畜・食肉の原産国(家畜の出生、肥育、と畜の場所)に関する情報を求めているこ とを示す証拠に疑問があるとパネルが述べていること(72)、米国消費者は原産国表示にかか るコストを負担したくないと考えていることに注意すべきとパネルが述べており(73),米国 消費者の大部分が COOL 措置による原産国表示の情報についてのコストを負担する用意 がないということは、そのような情報は消費者にとって優先事項ではないことを示してい ること、から、目的を達成できないことによる危険性も特に重大ではないと認定した(74)。

しかし、問題とされる措置と申立国により提示された代替措置(任意表示制度⁽⁷⁵⁾、産品の性質を変更するような加工が行われる場所を原産国とする制度⁽⁷⁶⁾、個体識別制度⁽⁷⁷⁾)との比較についてのパネルの事実認定が欠如していることから、COOL 措置がその正当な目的を達成するのに必要である以上に貿易制限的かどうかを判断できないとして⁽⁷⁸⁾、2.2 条については何らの認定を行っていない。したがって、COOL 措置が果たして TBT 協定第 2.2 条違反であるかどうかについては不明である。

(3) COOL事件の評価と原産地表示の義務化

以上のように、COOL 事件においては、パネル段階では TBT 協定第 2.1 条及び 2.2 条 双方の違反を認定したものの、上級委員会は、2.1 条についてはその理由づけを変更し、 また, 2.2 条についてはパネルの判断を覆しその違反を認めなかった。こうした COOL 事 件における TBT 協定第 2.1 条及び 2.2 条の違反認定に関する食い違いは,TBT 協定にお いて、ガット第20条のような一般的例外を認める条項がないことに起因しているように 思われる。すなわち,ガットにおいては,第3条において内国民待遇義務を定め,4項で「同 種の産品に許与される待遇よりも不利でない待遇|を外国産品に与えなければならないと される。しかし、ここで違反が認められたとしても、ガット第20条各号にある例外措置 (例えば,ガット第 20 条(d) の法令の遵守を確保するために「必要な」措置)であるこ とが認定され(その認定に当たっては、価値・利益の相対的重要性、措置の貿易阻害性、 措置の目的に対する貢献度が検討された上で、正当な目的を達成する措置との比較におい て,提示される代替措置が貿易阻害性が低いかどうかが検討される(79),そうした措置が 「同様の条件の下にある諸国の間において任意の若しくは正当と認められない差別待遇の 手段となるような方法で、又は国際貿易の偽装された制限となるような方法で、適用」(ガ ット第20条柱書)されていなければ、当該違反措置は正当化されることになる。この柱 書のテストにおいては、措置の政策目的を考慮した上で、差別がその政策目的と合理的に 関連しているかどうかが判断されることになる(80)。

すでに検討してきたとおり、TBT 協定第 2.1 条においては同種の産品に対する内外差別があるかどうか、2.2 条においては問題となる措置が必要以上に貿易制限的かどうかが審査される。COOL 事件では、2.1 条の検討において、輸入品に対する悪影響の存在を認めた上で、それが、正当な規制上の区別に専ら起因するかどうか、すなわち、当該区別が恣意的または不当な差別の手段となるような方法で設計・適用されているかどうかということを審査している。ここでは、いわば、ガット第 20 条柱書のテストを用いたように思われる。一方で、2.2 条の審査の際には、ガット第 20 条各号で用いられる必要性テストを援用し、措置の貿易制限性、措置が正当な目的を達成する貢献度合いなどを見た上で、比較される代替措置がより貿易制限的でないかどうかを判断するとしているが、ガット第 20 条柱書にあるような恣意的または不当な差別の手段となるような方法で適用されているかどうかについては言及していない。すなわち、2.2 条の審査においては、ガット第 20 条各

号に適合するかどうかの審査のみが行われていることになり, 柱書のテスト類似の審査は, 2.1 条の方で採用されていることになる。しかしながら, TBT 協定第 2.1 条は, 本来なら ば、単に内外差別が存在するかどうかのみを審査すべきであり、2.1条の審査それ自体に、 ガット第20条で行われるような例外措置を認めるテストを導入すべきではないのではな いかと考えられる(81)。すなわち,そのような例外については,2.2 条の方で排他的に処理 すべき問題ではなかったのか,ということである。原産国表示ラベリング制度については, ラベリング制度それ自体にそもそも差別的な性格が含まれていることに鑑みれば、本来の 問題は、ラベリング制度が差別的かどうか、ではなく、それが必要以上に貿易制限的なも のとなっていないかどうか,ではないかと考えられる(82)。2.1 条の検討においては,「輸入 品の競争条件に悪影響を与える修正」があったかどうかに加えて,その悪影響が正当な規制 上の区別から生じるものかどうか、特に、問題とされる措置が公平なものかどうかという 観点から審査されている。すなわち、この基準により、輸入品に対する差別があったとし ても、それが「正当な規制目的」から生じるものであれば違反にはならないということにな る。したがって、原産地表示の義務化それ自体には後述のように「消費者に対する情報提供」 という正当な目的があり、そこから生じる「区別」があったとしても、それ自体は「不利な 待遇」に当たらないと考えられる。しかしながら, 2.1 条の規定の趣旨に鑑みれば, TBT 協 定にガット第20条類似の規定がないからと言って、同条の審査において、たとえ「差別」 があったとしてもそれが「正当な規制目的」から生じる「区別」であれば違反ではない,との 新たな判断基準を示すべきだったかどうかには疑問が残ろう。一方で、パネル・上級委員 会は,TBT 協定第2.2条を2.1条の例外条項とは位置付けない,という考えを明らかにし たとも言え、このような判断はその考えからは自然な流れだったとも言えるし、ガットと は異なる TBT 協定の制定の意味を考えれば、2.1 条においてこのような考え方が表明され たことは理解できるものである。

COOL 事件における 2.1 条に関する上級委員会の判断について言えば、「(上流の生産者と下流の小売業者の間の)負担の不均衡」という、差別を直接扱うのではない理由付けを行ったことで、その解釈についての理解に関する混乱を招いていると言える。この点につき、内記も、「本件における「正当な規制の区別」「規制区別の公平さ」とは、カテゴリーAと、カテゴリーB/Cにおける表示の「正確性」が問題であって(つまり、誕生・育成・と畜の各段階の原産国を表示するという消費者情報の目的に対応したカテゴリーかどうかが問題であって)、生産者に課される情報義務の重さは直接的には関係がない要素であるように思われる」と述べ、さらに、「情報の「不均衡」「不一致」という観点は、次にみる 2.2 条における必要性要件のバランシング・テストに類似した点であり、それを 2.1 条で判断することは 2.2 条の存在意義を失わせる」のではないかという意見が本事案を議論した際の研究会の場であったことに言及している(83)。

それでは、こうした COOL 事件における上級委員会の理由付けが不適当であるというのであれば、果たして、上級委員会は、2.1 条に関する判断に当たりどのような考えを示せばよかったのだろうか。この点については、同じく TBT 協定が問題となった他の二つの

事件での判断が参考となろう。インドネシアからの丁子タバコの輸入規制が問題となった 米国・丁子タバコ規制事件においては、丁子タバコと同じく香り付きタバコに分類される メンソール・タバコが販売禁止から除外されていることについて、若年層の喫煙減少とい う措置の目的からは説明がつかない等を理由として、この規制上の区別が正当性に欠ける としている。また、米国・マグロラベリング事件においては、東部熱帯太平洋(ETP。メ キシコは主に ETP 内において巾着網によって囲い込んでマグロを捕獲する(その際にイ ルカも囲い込むことになる))外において巾着網以外の漁法によってマグロを捕獲する場合 には、ETP 内で巾着網を使用してマグロを捕獲する場合とは異なり、イルカに対する悪影 響如何に関わらず「ドルフィン・セーフ」ラベルの添付が認められていたが、これは ETP 外での巾着網漁法以外の方法についてはイルカの致死率が十分には検討されていないこと を意味しており、この違いは「正当な規制上の区別」とは言えないとした。これら二つの ケースについては、「正当な目的を達成するために行われる規制措置による区別が、その目 的に合理的に資するものなのか」という観点から結論を導いていると言える(84)。こうした 観点に鑑みれば、COOL 事件においても、「規制上の区別」と「規制目的」との「合理的 な関連性」を考慮すべきだったのではないかと思われる。すなわち,COOL 法によって事 実上要求される国産品と輸入品の「分別」から生じる輸入品に対する「区別」が、「消費者 への情報提供」という「規制目的」と「合理的な関連があるかどうか(規制目的に資する ものかどうか)」が検討されるべきだったのではないだろうかと考えられる(85)。

TBT 協定第 2.2 条においては、問題とされる強制規格が、①「正当な目的」を達成する ものかどうか、②目的が達成されない場合のリスクを考慮したうえで、目的を達成するの に必要である以上に貿易制限的でないかどうか、が代替措置との比較で審査される。COOL 事件では,①については,2.2条で列記されていない「消費者への情報提供」が同条の「正 当な目的」に入ることが明確にされた。同条では列記されていない「消費者への情報提供」 が「正当な目的」に入ることが明確に認められたことについては、かなり広い範囲で加盟国 が行う規制措置の目的の「正当性」が認められる可能性が出てきたという意味において、パ ネル・上級委員会の加盟国の規制権限に対する謙抑的姿勢の表れとも言うべきものであろ う。しかし、目的の正当性が広く認められることと、当該措置が「正当」かどうかは別問題 であることには当然注意が必要である。すなわち、2.2条の審査においては、代替措置と の比較において、その代替措置がより貿易制限的でないかどうかをきちんと審査すべきで あろう。しかしながら、2.2 条が検討された他の事件(マグロラベリング事件)において は、代替措置が「正当な目的」を達成するかどうか自体を相当厳しく検討しており(86)、そも そも代替措置が「正当な目的」を達成するものではないとしてその貿易制限性の低さ云々を 審査する前に否定される可能性が多分にある。このマグロラベリング事件の判断を鑑みれ ば、政策の目的の正当性を広く捉えること及び申立国が提示する代替措置による正当な目 的の達成について厳しく見ることによって,すでに述べたとおり,加盟国の規制権限を最 大限尊重していると見ることもできるわけだが、一方で、そのように「正当な目的」を尊重 するがゆえに本来であれば「正当」とは認められない措置まで認めることにならないだろう

か、という疑問は残ろう。原産国表示ラベリング制度に限っていえば、「原産国を表示させ る」という手法以外に代替措置が存在するとは考えられない。 しかしながら, 本事件の措置 のように、家畜の出生・肥育・と畜/加工場所について逐一情報を求めていくことについて は多大なコストがかかることが容易に想像できる。そうしたコストに見合うだけの成果が 表れているのか、消費者が本当にそれを望んでいるのか、引いては、それが本当に「正当」 と認められるべき措置かどうかについては、貿易の阻害要因を除去し加盟国間の貿易を促 進するという WTO の前提に鑑みても、より慎重な検討があってしかるべきではなかった かと考えられる(87)。また、本件で問題となった精肉以外の生鮮食品の原産地表示について は、野菜や果物などであれば、本件のように生育地が異なるという問題は起こらないこと から,原産地表示も非常に単純なものになる。しかし,そのような単純な原産地表示を行 わせるにも一定のコストがかかるし、そうした表示が貿易の阻害要因にならないのかとい う問題もあろう。さらに言えば、わが国でも問題となっているように、加工食品について は、原産地をどのように表示させるかについては非常に複雑になる恐れがあり、表示のさ せ方によっては貿易の阻害要因になる可能性もあるし、そうした表示を本当に消費者が望 んでいるのか,すなわち,表示にかかるコストを負担してまで正確な情報を入手したいと いう希望が本当に消費者側にあるのかどうか、という点は原産地表示制度構築に当たって は十分慎重に考慮すべきポイントではないかと考えられる。

原産地表示の義務化については、本件上級委員会の判断に従えば、確かに輸入品に対して差別的な効果を生じさせる可能性はあるとしても、それが、真に「消費者への情報提供」に資するものとして制度が構築され、そのような正当な目的から生じる規制上の区別から生じる差別と判断できるならば、TBT協定違反であると認定される可能性は少ないのではないかと考えられる。ただし、その場合にも、規制にかかるコスト等も勘案されるべきであろう。更には、もちろん、例えば、法令上目的として「国産品振興」を掲げるようであれば(そのようなことを目的として掲げることはほぼあり得ないが)それが「正当な目的」として認められる余地はないであろうし、実質的に「国産品」を「振興」し「優遇」するようなものとして制度が構築されている場合は、違反が認定される可能性が高いと考えられる。事実、COOLは、消費者への情報提供という側面よりも、米国内の肉牛生産者保護の意味合いが強かったとされる(88)。

4. おわりに

COOL 事件については、上級委員会判断が出され紛争解決機関(DSB)で2012年7月23日に報告書が採択されたあと、その履行期間が2013年5月23日までとされていた。そして、米国農務省はCOOL法を同日までに改正している。米国は、WTOにおいて、①川上の業者によって収集・伝達される情報が消費者に伝達されるそれよりもはるかに多いこと、及び②ラベルに記載されている情報が混乱を招くものかつ不完全なものであることをもって違反が認定されたとして、改正COOL法では、①家畜の出生、肥育、と畜が行わ

れたそれぞれの国名を明記すること(89),②これまで許容されていた同日生産日における精 肉の混合を禁止することとした(90)。米国はこの改正をもって勧告の履行を DSB に通報し たが、カナダとメキシコはこれに反発し、対抗措置の実施等を検討していた(91)。しかし、 2013年8月20日付でカナダ・メキシコ両国は履行確認手続パネルの設置要請を行い、9 月 25 日の DSB 会合においてその設置が決定され、パネル報告書が 2014 年 10 月 20 日に 回付されている(追記参照)。この COOL 法の改正については、米国内からも異論が出て いるところだが⁽⁹²⁾, WTO に訴えて違反認定を得ることにより自国産品の輸出の改善を図 ろうとしたカナダ・メキシコもその思惑が外れた格好となっている。すなわち、そもそも 差別的な性格を持つ原産地表示制度について、それが本当に差別的であると WTO で認定 されたとしても、違反を認定された国(この場合は米国であるが)が申立国を利するよう に制度を改正する方向には向かわないことがあるという点には注意を要するわけである。 このような米国の改正が果たして履行確認手続においてどのような評価がなされるのかは その報告書の発出を待たなければわからないが、いずれにしろ、原産地表示制度について は、隠れた国産品振興及び輸入品に対する差別とならないように制度構築を行うべきであ ろうし、そもそも原産国表示制度が、貿易に対する悪影響を含めそのかかるコストをも勘 案して本当に消費者の利益にかなうような制度なのか、という点については十分な検討が 必要ではないかと考えられる。

【追記】

2014 年 10 月 20 日に公表された米国・COOL 事件履行確認手続パネル報告書⁽⁹³⁾では、 ①修正前 COOL 措置と修正後 COOL 措置とで記録保持・証明についての規定が変更され ておらず、修正後 COOL 措置については修正前よりも一層詳細なラベル記載を求めている ことから川上の生産者に対し記録に関する負担の増大を求めるものとなっており、これは 正当な規制上の区別とは言えないとして、TBT協定第2.1条違反を認定し、②修正後COOL 措置も修正前と同様の「消費者への情報提供」という正当な目的を持っており、ラベリン グ措置はその目的に対しいくらかの貢献があり、貿易に対する悪影響も生じているが、目 的が達成されないことによるリスクについてはパネルは判断できないとしたうえで、カナ ダやメキシコが提示した代替措置についても其々一応の証明ができていないとして, TBT 協定 2.2 条違反は認めなかった。これらの点については、基本的に原手続における判断と 相違ないが、履行確認手続においては、訴訟経済を用いず、内国民待遇原則を定めたガッ ト第3条4項の違反の有無についても判断を行っている点が原手続とは異なる点と言える。 履行確認手続においては,ガット第 3 条 4 項違反は,①輸入品と国産品が「同種の産品」 であり、②問題とされる措置が、問題となる産品の「その国内における販売、販売のため の提供,購入,輸送,分配又は使用に関するすべての法令及び要件」であり,③輸入品に 対する扱いが同種の国内産品に許与される待遇よりも不利な待遇を許与されていること, が要件とされ(94), TBT 協定 2.1 条における無差別義務に対する法的基準はガット第3条4 項には同様には適用されないとされた(95)。そして、①原パネルでは原産地のみを基準とし

て産品が識別される事実からガット第3条4項のもとでの同種であると述べており、本件においても同様であり $^{(96)}$, ②COOL 措置が「法令及び要件」であることについては被申立国たる米国が反論していないこと等から本要件を満たしており $^{(97)}$, ③不利な待遇については,ガット第3条4項の審査において TBT 協定第2.1条の検討において用いられた「もっぱら正当な規制上の区別」については検討する必要がなく,競争条件に悪影響を与えている $^{(98)}$, ことから,ガット第3条4項違反を認定している $^{(99)}$ 。なお、本件については,米国が2014年11月28日に,カナダ及びメキシコが12月14日に行った上級委員会への申立てを受けて,上級委員会での審理が行われており、その報告書は遅くとも2015年5月18日までに公表される見込みとなっている $^{(100)}$ 。

- 注1 「COOL パネル報告書」paras. 7.637-7.638.
 - 2 United States Certain Country of Origin Labelling (COOL) Requirements (DS384).
 - 3 SPS 協定, TBT 協定ともに加盟国による技術的な基準や規格, その適用等を規律するものであるが, 前者は専ら食品などに含まれる汚染物質などからの危険や動植物を介して蔓延する病気などから人, 動物, 植物の生命や健康を保護するために各国が適用する基準や規格を規律するものであり, 科学的な根拠に基づく必要があるが, 後者は, SPS 協定の規律対象以外の基準・規格等に適用され, 必ずしも科学的根拠に基づかなくてもよいとされる。中川他 (2012) 183-185 頁。
 - 4 現在義務付け対象となっている 22 食品群及び 4 品目の内訳は以下の通り。①乾燥キノコ類・乾燥野菜・乾燥果実,②塩蔵したきのこ類・塩蔵野菜・塩蔵果実,③茹で、又は蒸したきのこ類・野菜・豆類・あん、④カット野菜・カット果実・きのこ類、⑤緑茶・緑茶飲料、⑥もち、⑦煎りさや落花生・煎り落花生・揚げ落花生・煎り豆類、⑧黒糖・黒糖加工品、⑨こんにゃく、⑩調味した食肉、⑪茹で/蒸し食肉・食用鶏卵、⑫表面をあぶった食肉、⑬フライとして衣をつけた食肉、⑭合びき肉その他異種混合した食肉、⑮素干魚介類・塩干魚介類、こんぶ、のり等干した海藻類、⑯塩蔵魚介類・海藻類、⑰調味した魚介類・海藻類、⑱こんぶ巻き、⑪茹で/蒸し魚介類・海藻類、⑩表面をあぶった魚介類、②フライとして衣をつけた魚介類、②4,14 のほか生鮮食品を異種混合したもの、及び、
 - a. 農産物漬物, b. 野菜冷凍食品, c. ウナギ蒲焼き, d. かつお削り節。
 - 5 農林水産省食品流通局(2000)。
 - 6 梅干し・らっきょう漬けについては、安価な中国産を原材料とした製品の急増を背景として従来より国産梅農家などがその原料原産地表示を強く要望していた(2000年4月24日付農民新聞参照)。「原料原産地表示のあり方」においても、「従来から消費者や供給サイド等の要望が強い」これらについて、関係者からのヒアリングや実態調査を行い、上記の検討の視点に沿って論点整理をしている。それによれば、①については、梅干し・らっきょう漬けともに、原材料の原産地の違いにより相当の価格差があるとされ、②については、加工地と原材料の生産地とで誤認しやすい表示となっており、消費者は国産の原材料をほとんど使用していると誤解していること、③についても、組合に加入していない事業者も多く、組合等で自主的に設定するルールである公正競争規約では実効性が上がらないこと、④については、国内の産地は限られており、原料の安定供給も可能、⑤については、書類上事後的に確認することは可能である、とされた。「原料原産地表示のあり方」では、あくまでの例として梅干し・らっきょう漬けを検討したとしているが、⑥で産地からの強い要望があると述べており、実態としては、こうした産地からの強い圧力により、まず最初にこれらが義務付けの対象とされたと推測されよう。
 - 7 食品の表示に関する合同会議 (2003) 参照。
 - 8 具体的な品目については前掲注 4 参照。ただし、これらの品目について原産地表示が義務付けられた理由については、やはり安価な輸入品との差別化を求める国内生産者からの要請が大きく影響していたのではないかと思われる
 - 9 内閣府国民生活局 (2009) 400-401 頁。
 - 10 日本の農林水産省に相当。2013年農林畜産食品部に改編。
 - 11 その内訳は、以下の通り。①包装された菓子類(12 品目:ビスケット類、キャンデー類など)、②アイスクリーム製品(3 品目)、③乳加工品(16 品目:牛乳、バター、チーズなど)、④食肉製品(2 品目)、⑤缶詰・瓶詰(15 品目:桃・イチゴなどを原材料とする製品など)、⑥豆腐類(7 品目)、⑦食用油脂(21 品目:大豆油、菜種油、オリーブ油等)、⑧飲料(5 品目:果実・野菜類飲料等)、⑨包装された麺類(10 品目:乾麵、生麺等)、⑩特殊用途食品(5 品目:ベビーフード等)、⑪調味食品(15 品目:醤油、味噌、コチュジャン、ドレッシング等)。第 41 回食品の表示に関する共同会議(平成 21 年 2 月 10 日開催)「資料 3 韓国の食品表示の概要」参照。
 - 12 なお、韓国では、2010年に「農水産物の原産地表示に関する法律」が制定され、原料原産地表示についての取組

が強化されている。

- 13 内閣府国民生活局(2009) 3-4, 13-14 頁, 植月(2012) 3-32 頁参照。
- 14 DIRECTIVE 2000/13/EC OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL 20 March 2000 on the approximation of the laws of the Member States relating to the labelling, presentation and advertising of foodstuffs.
- 15 RGULATION (EU) No 1169/2011 OF THE EUROPEAN PARIAMENT AND OF THE COUNCIL of 25 October 2011 on the provision of food information to consumers, amending Regulations (EC) No 1924/2006 and (EC) No 1925/2006 of the European Parliament and of the Council, and repealing Commission Directive 87/250/EEC, Council Directive 90/496/EEC, Commission Directive 1999/10/EC, Directive 2000/13/EC of the European Parliament and of the Council, Commission Directive 2002/67/EC and 2008/5/EC and Commission Regulation (EC) No 608/2004.
- 16 EUの食品表示においては、生産者あるいは販売者の名称、住所といった食品ラベル表示義務項目となっているが、その表示だけでは原産国が混同されるおそれがある場合には原産国の表示が必要とされている。たとえば、ドイツで加工販売されたチーズがスイス製だった場合には、販売者のドイツの住所が記載されドイツが原産国と混同される恐れがあるため、原産国のスイスを記載する必要があることになる。
- 17 EU では牛肉については BSE の発生を契機として、消費者の安全を守る観点から、出生国、肥育国、と畜国に関する表示を義務付ける規則が 2000 年に制定されている (Regulation (EC) No. 1760/2000 of the European Parliament and of the Council of 17 July 2000 establishing a system for the identification and registration of bovine animals and regarding the labelling of beef and beef products and repealing Council Regulation (EC) No. 820/97 (牛の識別と登録システムの形成及び牛肉・牛肉製品の表示に関する、理事会規則 (EC) 820/97 を廃棄する 2000 年 7 月 17 日の欧州議会と理事会の規則))。
- 18 たとえば、ポーランドの牛乳を使ってデンマークでバターを作った場合には、単に「デンマーク製バター」ではなく、「ポーランドの牛乳を使用したデンマーク製バター」と記載されることになる。
- 19 欧州委員会は、2014年末までに、牛、豚、羊、山羊及び家禽以外の肉、乳及び乳製品に含まれる乳、未加工食品、単一原材料の製品、食品中の 50%以上を占める原材料、原材料として使用される肉について、原産国・原産地表示を課すことについての報告書を作成することとなっている。植月 (2012) 15·16 頁。
- 20 内閣府国民生活局(2009)339-341頁。
- 21 これらの品目の原産国表示が義務付けられた理由として、豪州消費者は一般的に豪州産の産品を好む傾向があるが、豪州産かどうかについて誤解が生じている場合が多々あること、また、中国他の外国からの安価な産品の輸入増が挙げられている。特に豚肉については、豪州の豚肉生産者団体からの強い要望があったとされる。また、最近では、国産品消費の観点から、更に原産国表示を強化するよう消費者団体や生産者団体から要望が出されていたが、法改正はなされていない。
- 22 内閣府国民生活局 (2009) 275, 288-290 頁。
- 23 内閣府国民生活局 (2009) 199-201 頁, Jurenas and Greene (2014).
- 24 Chang (2009) pp. 699-702.
- 25 牛肉以外については、生産地が一か所であることが多くその特定が比較的容易な状況にあったため、比較的スムーズに生産者も原産地表示の義務付けには賛成したとされる。Ibid., at 704-705.
- 26 USDA (2009).
- 27 1930 年関税法による原産地表示の目的は、最終購買者が国産品と外国産品のいずれかを選択したり、複数ある 外国産品の中からいずれかを選択できるようにするため、輸入品の原産地を購買者に示すことにあるが、非関税障 壁と評価されるべきものである。小室(2011)326頁。また、例外的に原産地表示をしなくてもいい産品は、製品 自体が小さすぎて表示が添付できないなどの理由から表示を行うことができないものや表示をすることで損害が 生じるものなどが例示されている。同。
- 28 TBT 協定前文第6文。
- 29 スタンダード・コード第 2 条 1 項は、強制規格及び任意規格に適用されるものとして以下のように規定されている。(なお、訳文については、日本経済新聞社編『80 年代の貿易ルール―東京ラウンドのすべて―』(日本経済新聞社、1979年)を参照した。)
 - 第2条 強制規格及び任意規格の中央政府機関による立案,制定及び適用 中央政府機関に関して
 - 1 締約国は、国際貿易に対する障害をもたらすことを目的として強制規格及び任意規格が立案され、制定され 又は適用されることのないことを確保する。更に、いずれの締約国の領域から輸入される産品についても、強 制規格及び任意規格に関し、同種の国際原産の及び他のいずれかの国を原産地とする産品に与えられる待遇よ りも不利でない待遇を与えるものとする。締約国は、また、強制規格若しくは任意規格又はこれらの規格の適 用が国際貿易に不必要な障害をもたらすことのないようにすることを確保する。
- 30 内記(2012)70頁。TBT協定違反を提起していた EC・アスベスト規制事件においても、パネル・上級委員会

- は、TBT 協定よりも GATT 規定を先に審査している。
- 31 Mavroidis (2013) p. 510, n. 2.
- 32 内記 (2012) 70頁。
- 33 経済産業省 (2014), 小室 (2011) 257-330 頁参照。
- 34 COOL パネル報告書 para. 7.98.
- 35 COOL パネル報告書 paras. 7.68-7.74.
- 36 EC・アスベスト規制事件上級委報告書 paras. 67-70.
- 37 COOL パネル報告書 paras. 7.156-7.162.
- 38 COOL パネル報告書 paras. 7.204-7.208.
- 39 COOL パネル報告書 paras. 7.212-7.214.
- 40 COOL パネル報告書 para. 7.217.
- 41 Marceau and Trachtman (2002) p. 861.
- 42 山下 (2011) 62 頁。
- 43 COOL パネル報告書 paras. 7.212-7.214.
- 44 EC・アスベスト規制事件上級委報告書 para. 67 ("… "product characteristics" include, not only features and qualities intrinsic to the products itself, but also related "characteristics", such as the means of identification")
- 45 内記 (2013) 23-24 頁。
- 46 同。
- 47 COOL パネル報告書 paras. 7.254-7.256.
- 48 ガット第3条4項の解釈においては、「競争条件の変更」があったかどうかを見るとされた。
- 49 丁子タバコ規制事件上級委報告書 para. 182.
- 50 COOL パネル報告書 paras. 7.320, 7.330-7.331, 7.349, 7.357, 7.420.
- 51 COOL 上級委報告書 para. 293.
- 52 COOL 上級委報告書 para. 271 ("…where a regulatory distinction is not designed and applied in an even-handed manner-because, for example, it is designed or applied in a manner that constitutes a means of arbitrary or unjustifiable discrimination—that distinction cannot be considered "legitimate"…").
- 53 COOL 上級委報告書 para. 340.
- 54 COOL 法によれば、流通過程において、生産者は、あらゆる情報を保持・伝達する必要があり、その記録を 1 年間保管しておかなければならないとされる。また、農務省からの監査の際に記録を提示できるようにしなければならない。例えば、家畜生産者は、米国で生まれ育った子牛と、メキシコで生まれて米国に輸入されて肥育された子中の区別をつけておく必要があり、と畜業者は、カナダで生まれて米国に輸入されて肥育された豚との区別をつけておかなければならない。しかし、小売り段階のラベリングでは、原産地の国名をリストしてラベリングするように規制されているが、どの段階でどの国の原産であるかを書く必要はない。例えば、ラベル B やラベル C において、どの国でどの段階を迎えたのか(どの国で出生し肥育され、と畜されたのか)については表示せず、単に関係する国名を書くにすぎない(すなわち、記録段階では、メキシコ生まれ米国育ちの子牛と、米国生まれメキシコ育ちで最後に米国で一定期間肥育される子牛は区別する必要があるが、ラベリングの段階ではそれは明らかにならず、同じラベリングの記述となる)。これが、「消費者には与えられる情報が少ない」という意味である(COO 上級委報告書 paras. 342-343 参照)。
- 55 COOL 上級委報告書 paras. 347-350.
- 56 COOL パネル報告書 para. 7.620.
- 57 COOL パネル報告書 para. 7.631.
- 58 COOL パネル報告書 paras. 7.632-7.634.
- 59 COOL パネル報告書 para. 7.638.
- 60 COOL パネル報告書 paras. 7.650-7.651.
- 61 COOL 上級委報告書 paras. 449-452. 例えば、上級委員会は、パネルが WTO 加盟国の多くで原産地表示が行われており政策の正当性については社会規範との文脈で考えなければならないとした点を取り上げ、パネルが加盟国の実行と社会的規範との関係をどう見ているのか、そして、それがパネルの分析においてどのような役割を担っているのかについて理解することが困難であるとしているが、それ自体は結論を損なうものではないと述べている。
- 62 COOL 上級委報告書 paras. 370-372.
- 63 COOL 上級委報告書 para. 445.
- 64 COOL 上級委報告書 para. 453.
- 65 COOL パネル報告書 paras. 7.697-7.706.
- 66 COOL パネル報告書 para. 7.719.
- 67 COOL 上級委報告書 para. 468.

- 68 COOL 上級委報告書 para. 374.
- 69 COOL 上級委報告書 para. 476.
- 70 COOL パネル報告書 para. 7.575.
- 71 COOL 上級委報告書 para. 477.
- 72 パネルは、米国が提示した証拠は立法過程における単なるコメントであり、必ずしも消費者の要求を示すものではないとした。COOL パネル報告書 para. 7.647.
- 73 COOL パネル報告書 para. 7.354.
- 74 COOL 上級委報告書 para. 479.
- 75 原産国表示を任意表示とするという代替措置については、その貿易制限性及び目的に対する貢献の程度についてのパネルの事実認定が不足しているとした。COOL 上級委報告書 paras. 482-483.
- 76 産品の性質を変更するような加工が行われる場所を原産国とするという制度については、家畜の出生・肥育段階における分別が不要となることから、その貿易制限性の程度は COOL 措置よりも小さいと認定されたものの、家畜の出生・肥育場所についての情報が消費者には伝達されないという点で、COOL 措置の目的(家畜の出生・肥育・と畜場所の情報提供)に対する貢献度合いは部分的となるが、その程度については、具体的な代替措置の内容が明らかとなっていないことから、判断できないとされた。COOL 上級委報告書 paras. 484・488.
- 77 個体識別制度については、家畜の個体識別を可能とするために COOL 措置で提供される原産国に関する情報以上に詳細な情報が必要とされ、それに伴うコストがかかることになるが、すでに個体識別制度が行われているとのメキシコの主張についてパネルが具体的な事実認定を行っておらず、個体識別制度にかかるコストがどの程度貿易制限的になるのかについて(すでに個体識別制度が行われているとするならば、コストはさほどかからないと考えられる)の結論が出せないとした。COOL 上級委報告書 paras. 489-490.
- 78 COOL 上級委報告書 para. 491.
- 79 川瀬 (2008) 184頁。
- 80 ブラジル・再生タイヤ輸入規制事件上級委報告書 para.227.
- 81 この点、Carlone は、柱書のテストでは、一種の必要性が判断されるのであり、その意味で、本来であれば 2.2 条で検討されるべき必要性のテストが、形を変えて、2.1条に導入されていると見ることができると述べる。Carlone (2014)参照。
- 82 Pauwelyn (2012).
- 83 内記 (2014), 33-34 頁。
- 84 石川 (2013), 154-155 頁。石川はこれに対し COOL 事件では、「目的と規制区分の合理的な関連性」からではなく、規制区分における「均衡性」に基づいて正当性の有無が判断されたと考えられる、と述べている。同、156 頁。
- 85 この点、COOL事件パネルは、「分別」にはコストがかかることから、国産品のみを排他的に扱うインセンティブが生じるとしていたが、こうした扱いが規制目的から合理的に説明できるとするならば、2.1 条はクリアできることになろう。
- 86 マグロラベリング事件上級委報告書 para. 330-330. 上級委員会は、メキシコが提示した代替措置は米国の措置 と同程度にはその目的を達成しないとした。
- 87 一方で、加盟各国の正当な政策目的達成のための規制権限にはなるべく介入しないというパネル・上級委員会の謙抑的姿勢も一定の評価がなされるべきであろうとも考えられる。
- 88 COOL 法の制定に向けて消費者団体とともにロビー活動をしていたのは、R-CALF USA(全米牧場経営者牧畜業者訴訟基金)のような肉牛生産者関連団体であった一方、AMI(米国食肉協会)や食肉製造業者は COOL 法に反対しなんとかそれを骨抜きにするようロビー活動をしていたという。Institute for Agriculture and Trade policy(2009)参照。
- 89 従前の規定によって単に「米国産(Product of the US)」とされていたものは、「出生、肥育、と畜が米国にて行われた(Born, Raised, and Slaughtered in the US)」と記載することとなり、「米国、X国産(Product of the US, and Country X)」「X国、米国産(Product of Country X, and the US)」とされていたものは、「X国出生、米国にて肥育、と畜(Born in Country X, Raised and Slaughtered in the US)」、「X国にて出生、肥育、米国にてと畜(Born and Raised in Country X, Slaughtered in the US)」と記載されることとなった。
- 90 Jurenas and Greene (2014), pp. 27-28.
- 91 INSIDE US TRADE.
- 92 U.S. Chamber of Commerce.
- 93 United States Certain Country of Origin Labelling (COOL) Requirements Recourse to Article 21.5 of the DSU by Canada and Mexico, Report of the Panel, WT/DS384, 386/RW (20 Oct. 2014).
- 94 COOL 履行パネル報告書 paras. 7.617, 7.619.
- 95 COOL 履行パネル報告書 paras. 7.621-7.625.
- 96 COOL 履行パネル報告書 paras. 7.630-7.634.

- 97 COOL 履行パネル報告書 paras. 7.635-7.640.
- 98 COOL 履行パネル報告書 paras. 7.641-7.642.
- 99 COOL 履行パネル報告書 para. 7.643.
- 100 United States Certain Country of Origin Labelling (COOL) Requirements Recourse to Article 21.5 of the DSU by Canada and Mexico, Communication from the Appellate Body, WT/DS384/32, WT/DS386/31 (5 March 2015).

[引用文献]

(日本語文献)

石川義道 (2013)「TBT 協定 2 条 1 項における「不利な待遇」の分析」『日本国際経済法学会年報』第 22 号。

植月献二 (2013)「EU の新しい食品表示規則」国立国会図書館調査及び立法考査局『外国の立法』253 号。

川瀬剛志(2008)「ブラジルの再生タイヤの輸入に関する措置」公正貿易センター『2007 年度版 WTO パネル・上級 委員会報告書に関する調査研究報告書』。

経済産業省(2014)『2014年版不公正貿易報告書』「第10章 原産地規則」。

小室程夫(2011)『国際経済法』,信山社。

食品の表示に関する合同会議 (2003) 『加工食品の原料原産地表示に関する今後の方向 報告書』。

内記香子 (2012)「WTO 法と加盟国の非経済規制主権—GATT, SPS 協定, TBT 協定による新秩序」日本国際経済法学会編『国際経済法講座 I 通商・投資・競争』, 法律文化社。

内記香子(2013)「【WTO・パネル上級委員会報告書解説⑥】米国 - マグロラベリング事件(メキシコ)(DS381) — TBT 紛争史における意義—」RIETI Discussion Paper Series 13-P-014。

内記香子(2014)「【WTO パネル・上級委員会報告書解説⑨】米国―原産国名表示要求(COOL)事件(DS384, 386) —生鮮食品の原産国名表示と国際貿易―」RIETI Policy Discussion Paper Series 14·P-022。

内閣府国民生活局(2009)『消費者の安心・安全確保に向けた海外主要国の食品に関する制度に係る総合的調査』。 中川淳司・清水章雄・平覚・間宮勇(2012)『国際経済法【第2版】』,有斐閣。

農林水産省食品流通局(2002)「「原料原産地の表示のあり方」のとりまとめについて」(平成12年3月17日プレスリリース), available at http://www.maff.go.jp/j/study/other/kakou/pdf/gensan_120317.pdf, 2015年1月6日ダウンロード。

山下一仁(2011)『環境と貿易 WTOと多国間環境協定の法と経済学』日本評論社。

(猫女話英)

"Canada Preparing To Request Compliance Panel In U.S. COOL Dispute", INSIDE US TRADE Vol. 31, No. 26 (June 28, 2013).

Chang, Peter (2009), "Country of Origin Labeling: History and Public Choice Theory," Food and Drug Law Journal 64(4)

Carlone, Jonathan (2014), "An Added Exception to the TBT Agreement after CLOVE, TUNA II, and COOL", Boston College International Law and Comparative Law Review 37(1).

Jurenas, Remy and Greene, Joel L. (2014), "Country-of-Origin Labeling for Foods and the WTO Trade Dispute on Meat Labeling," *Congressional Research Service Report* RS22955.

Institute for Agriculture and Trade policy (2009), The Canadian and Mexican WTO challenges to U.S. Country of Origin Labeling.

Marceau, Gabrielle and Trachtman, Joel (2002), "The Technical Barriers to Trade Agreement, the Sanitary and Phytosanitary Measures Agreement, and the General Agreement on Tariffs and Trade – A Map of the World Trade Organization Law of Domestic Regulation of Goods," Journal of World Trade 36(5).

Mavroidis, Petros (2013), "Driftin' Too Far From Shore – Why the Test For Compliance With the TBT Agreement Developed by the WTO Appellate Body is Wrong, and What Should the Appellate Body Have Done Instead," World Trade Review 12(3).

Pauwelyn, Joost (2012) "COOL...But What Is Left Now for TBT Art. 2.2?," International Economic Law and Policy Blog (July 3, 2012, 2:46 AM), available at http://worldtradelaw.typepad.com/ielpblog/2012/07/cool-but-what-is-left-now-of-tbt-art-22.html, 2015 年 1月 6 日アクセス.

U.S. Chamber of Commerce, "Country-of-Origin Labels Spark Backlash, Incites Trade War," available at https://www.uschamber.com/blog/country-origin-labels-spark-backlash-incites-trade-war, 2015年1月6日アクヤス

USDA (2009), Mandatory Country of Origin Labelling of Beef, Pork, Lamb, Chicken, Goat Meat, Perishable

Agricultural Commodities, Peanuts, Pecans, Ginseng, and Macadamia Nuts; Final Rule, Agricultural Marketing Service, USDA, 74 FED. REG. 2658.

(WTO 文書)

- European Communities Measures Affecting Asbestos and Asbestos-containing Products, WT/DS135/AB/R (12 March 2001) (「EC・アスベスト規制事件上級委報告書」).
- Brazil Measures Affecting Imports of Retreaded Tyres, WT/DS332/AB/R (3 December 2007) (「ブラジル・再生タイヤ輸入規制事件上級委報告書」).
- United States Measures Concerning the Importation, Marketing and Sale of Tuna and Tuna Products, WT/DS381/AB/R (16 May 2012) (「マグロラベリング事件上級委報告書」).
- United States Certain Country of Origin Labelling (COOL) Requirements, Report of the Panel, WT/DS384, 386/R (18 Nov. 2011) (「COOL パネル報告書」).
- United States Certain Country of Origin Labelling (COOL) Requirements, Reports of the Appellate Body, WT/DS384/AB/R, WT/DS384, 386/AB/R (29 June 2012)(「COOL 上級委報告書」).
- United States Certain Country of Origin Labelling (COOL) Requirements Recourse to Article 21.5 of the DSU by Canada and Mexico, Report of the Panel, WT/DS384, 386/RW (20 Oct. 2014) (「COOL 履行パネル報告書」).
- United States Certain Country of Origin Labelling (COOL) Requirements Recourse to Article 21.5 of the DSU by Canada and Mexico, Communication from the Appellate Body, WT/DS384/32, WT/DS386/31 (5 March 2015).
- United States Measures Affecting the Production and Sale of Clove Cigarettes, WT/DS406/AB/R (4 April 2012) (「丁子タバコ規制事件上級委報告書」).

(ガット第3条4項)

第三条 内国の課税及び規則に関する内国民待遇

4 いずれかの締約国の領域の産品で他の締約国の領域 に輸入されるものは、その国内における販売、販売のた めの提供、購入、輸送、分配又は使用に関するすべての 法令及び要件に関し、国内原産の同種の産品に許与され る待遇より不利でない待遇を許与される。この項の規定 は、輸送手段の経済的運用にのみ基き産品の国籍には基 いていない差別的国内輸送料金の適用を妨げるもので はない。

(TBT 協定)

第二条 強制規格の中央政府機関による立案、制定及び適 用

中央政府機関に関し、

- 2.1 加盟国は、強制規格に関し、いずれの加盟国の領域から輸入される産品についても、同種の国内原産の及び他のいずれかの国を原産地とする産品に与えられる待遇よりも不利でない待遇を与えることを確保する。
- 2.2 加盟国は、国際貿易に対する不必要な障害をもたらすことを目的として又はこれらをもたらす結果となるように強制規格が立案され、制定され又は適用されないことを確保する。このため、強制規格は、正当な目的が達成できないことによって生ずる危険性を考慮した上で、正当な目的の達成のために必要である以上に貿易制限的であってはならない。正当な目的とは、特に、国家の安全保障上の必要、詐欺的な行為の防止及び人の健康若しくは安全の保護、動物若しくは植物の生命若しくは健康の保護又は環境の保全をいう。当該危険性を評価するに当たり、考慮される関連事項には、特に、入手することができる科学上及び技術上の情報、関係する生産工程関連技術又は産品の意図された最終用途を含む。

(GATT)

Article III National Treatment on Internal Taxation and Regulation

4. The products of the territory of any contracting party imported into the territory of any other contracting party shall be accorded treatment no less favourable than that accorded to like products of national origin in respect of all laws, regulations and requirements affecting their internal sale, offering for sale, purchase, transportation, distribution or use. The provisions of this paragraph shall not prevent the application of differential internal transportation charges which are based exclusively on the economic operation of the means of transport and not on the nationality of the product.

(TBT Agreement)

Article 2 Preparation, Adoption and Application of Technical Regulations by Central Government Bodies

With respect to their central government bodies:

- 2.1 Members shall ensure that in respect of technical regulations, products imported from the territory of any Member shall be accorded treatment no less favourable than that accorded to like products of national origin and to like products originating in any other country.
- 2.2 Members shall ensure that technical regulations are not prepared, adopted or applied with a view to or with the effect of creating unnecessary obstacles to international trade. For this purpose, technical regulations shall not be more trade-restrictive than necessary to fulfil a legitimate objective, taking account of the risks non-fulfilment would create. Such legitimate objectives are, *inter alia:* national security requirements; the prevention of deceptive practices; protection of human health or safety, animal or plant life or health, or the environment. In assessing such risks, relevant elements of consideration are, *inter alia:* available scientific and technical information, related processing technology or intended end-uses of products.